

令和2年度 労働衛生行政のあらまし

◇ メンタルヘルス対策・化学物質による健康障害防止対策・治療と仕事の両立支援を中心に ◇

神奈川県労働局 (令2.8.3)

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降増加し、平成30年は熱中症により大幅に増えています。昨年は前年に比べ13人減少したものの、脳・心臓疾患や熱中症による労働災害で労働者2人が亡くなったほか、腰痛症を中心に、熱中症や化学物質による健康障害などの職業性疾病による休業4日以上の休業災害が発生しています。

過重な業務による脳・心臓疾患、強い心理的負荷による精神障害の労災請求件数は増加しており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

働き方改革関連法により、平成31年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されており、産業医の活用や過労死等の健康障害防止対策について、事業者により一層の取組が求められています。

近年、がんのみならず様々な障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図ることが重要となっています。

一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

令和元年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が71件(前年度比△6件)、支給決定件数が13件(前年度比+8件)でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が198件(前年度比+42件)と大幅に増加し、支給決定件数が29件(前年度比△6件)となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

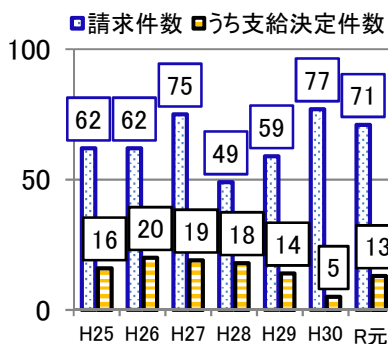
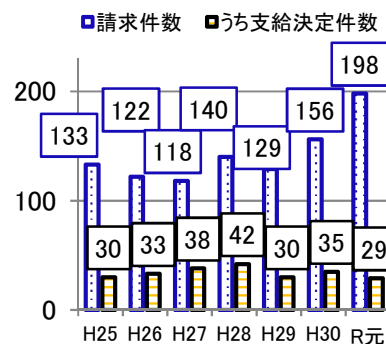


図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3・図4)

(1) 令和元年の職業性疾病による死亡災害は、脳・心臓疾患と熱中症による死亡者2人で、直近8年間(平成24年～令和元年)の死亡者計38人のうち、脳・心臓疾患23人(61%)、熱中症9人(24%)を数えました。

(2) 令和元年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者数は616人で、このうち腰痛が463人(75.2%)を占めています。業種別では、保健衛生業(154人)、商業・金融・広告業(89人)、運輸交通業(87人)で多発し、これら3業種が腰痛全体の71.3%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

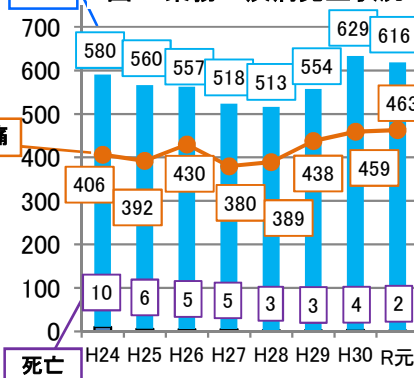
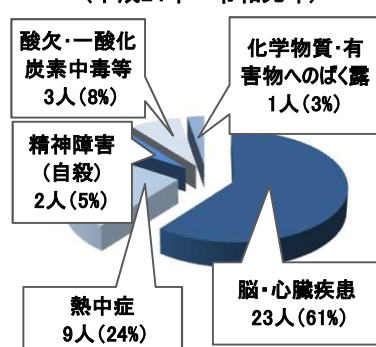


図4 業務上疾病による死亡災害(平成24年～令和元年)



3 健康診断結果の状況(図5)

一般定期健康診断では、平成25年以降、有所見率◆(何らかの所見があった労働者の割合)が連続して増加しており、全国の有所見者率56.6%を上回っています。

検査項目別では、血中脂質■(32.9%)、血圧▲(16.2%)のほか、肝機能(16.0%)、血糖(16.0%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図5 定期健康診断の有所見率の推移



第2 令和2年度労働衛生行政の重点

- 1 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症災害防止対策の促進
- 3 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底

1 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られたところであり、これらの措置が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き、指導等を行います。



事業場における労働者の健康保持増進のための指針

2 熱中症災害防止対策の促進

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施期間(5月～9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、職場における熱中症対策の徹底について周知啓発を行います。



熱中症ポータルサイト

3 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の要件を明確化するなど石綿ばく露防止対策等を強化するため、石綿障害予防規則等が改正される予定であり、当該改正規則の周知を図ります。



化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました



「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」等の改正



神奈川県労働局HP



労働衛生対策

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川県産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、平成31年3月に改訂された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(以下「両立支援ガイドライン」という。)及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を行います。

また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。



治療と仕事の両立支援



神奈川県産業保健総合支援センター

神奈川県労働局からのお知らせ

A 受動喫煙防止対策助成金制度の申請

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2に定められています。職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。中小向け助成金があります(交付対象、助成金額には条件があります)。



受動喫煙防止

B 安全衛生優良企業公表制度の申請

「安全衛生優良企業公表制度」は、労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定・企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができます。



安全衛生優良企業